

第3章 生活衛生

第1節 食品衛生

1 食品等の安全確保

(1) 食品関係施設数

食品関係営業施設の許可・届出等の事務を行っている（表1～3）。

許可施設数、届出施設数ともに、前年度とほぼ同数となっている。

(2) 食品衛生監視

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防止するため、「石川県食品衛生監視指導計画」に基づき重点監視施設及び重点監視項目を定め、計画的に立入監視指導を実施した。

(3) 食品衛生普及啓発

ア 食中毒防止キャンペーン

一般消費者への食品衛生思想の普及啓発のため、管内のショッピングセンターやスーパー等4カ所で街頭キャンペーンを実施した。

イ 食品衛生責任者研修会

管内の食品衛生協会が開催する食品衛生責任者研修会に講師を派遣し、管内の食品営業施設の各責任者に食品衛生に係る情報の伝達と意識向上等を図った。

ウ 食品衛生責任者養成講習会

新たな食品衛生責任者養成のため管内の食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会に講師を派遣し、衛生法規、公衆衛生学、食品衛生学等の基礎知識を習得してもらうことにより、食品衛生の中核を担う責任者の育成を図った。

エ その他

各種団体・企業からの依頼に基づき講師を派遣し、食品衛生思想の普及啓発にあたった。

2 食鳥処理の事業の規制

管内には認定小規模の食鳥処理場が1件あったが、事業を停止したため監視指導は行っていない。

なお、当該事業者は年度末に廃業届が提出されている（表4）。

3 食中毒等の発生状況

(1) 食中毒の発生状況

管内では3件の食中毒が発生し、33人の患者が報告された（表5）。

病因物質は、カンピロバクターが1件、ノロウイルスが2件であった。

(2) 不良食品

当所に連絡のあった管内営業者に係る不良食品は7件であった。不良理由としては、カビの発生、異物混入、表示不良に関するものであった（表7）。

(3) 食品苦情の状況

管内消費者からの食品等に関する苦情相談や調査申し入れは41件であった。

苦情件数は前年度に比べ増加し、それぞれについて所要の調査を実施し、必要な措置を講じた（表8）。

(4) 食品等の収去試験

管内の食品製造施設等から食品等を249件収去し、規格基準等の試験検査を実施した。

その結果、不良件数が1件発見された。これら食品等製造施設に対して、衛生的な取り扱いを指導し、違反の再発防止を図った（表6）。

表1 許可を要する食品関係営業施設

平成29年度(単位:件)

業種別	年度当初 施設数	許可施設数		廃業 施設数	年度末 施設数	監視件数
		継続	新規			
飲食店営業	2,737	237	160	203	2,694	942
菓子製造業	431	40	19	35	415	192
乳処理業	3	1	-	-	3	9
乳製品製造業	3	-	-	-	3	7
魚介類販売業	269	25	62	32	299	196
魚介類せり売営業	5	-	-	-	5	4
魚肉ねり製品製造業	5	1	-	-	5	4
食品の冷凍又は冷蔵業	20	2	-	3	17	7
缶詰又は瓶詰食品製造業	5	2	1	-	6	4
喫茶店営業	878	74	49	35	892	52
あん類製造業	4	-	-	-	4	-
アイスクリーム類製造業	58	7	4	3	59	46
乳類販売業	544	49	33	58	519	200
食肉処理業	9	1	-	1	8	2
食肉販売業	284	27	47	27	304	182
食肉製品製造業	2	-	-	-	2	2
みそ製造業	24	4	-	2	22	7
醤油製造業	14	-	-	-	14	1
ソース類製造業	2	-	-	-	2	1
酒類製造業	9	1	1	-	10	2
豆腐製造業	7	-	-	1	6	3
めん類製造業	16	2	-	-	16	5
そうざい製造業	128	17	4	10	122	41
添加物製造業	1	-	-	-	1	-
清涼飲料水製造業	6	-	-	-	6	4
氷雪製造業	4	-	-	-	4	1
氷雪販売業	2	-	-	-	2	-
合計	5,470	490	380	410	5,440	1,914

表2 許可を要する食品関係営業施設（市町別）

平成29年度（単位：件）

業種別 \ 市町別	小松市	加賀市	能美市	川北町	自動車 営業	合計
飲食店営業	1,230	1,102	314	29	19	2,694
菓子製造業	178	153	75	4	5	415
乳処理業	1	1	1			3
乳製品製造業	1	1	1			3
魚介類販売業	132	116	44	7		299
魚介類せり売営業	2	3				5
魚肉ねり製品製造業	2	3				5
食品の冷凍又は冷蔵業	7	3	5	2		17
缶詰又は瓶詰食品製造業	3		3			6
喫茶店営業	399	254	199	39	1	892
あん類製造業	2	2				4
アイスクリーム類製造業	29	21	8	1		59
乳類販売業	229	188	87	11	4	519
食肉処理業	6		1	1		8
食肉販売業	138	104	51	7	4	304
食肉製品製造業	1		1			2
みそ製造業	9	6	5	2		22
醤油製造業	5	5	4			14
ソース類製造業	1	1				2
酒類製造業	4	3	2	1		10
豆腐製造業	3	3				6
めん類製造業	6	7	1	2		16
そうざい製造業	65	39	16	2		122
添加物製造業	1					1
清涼飲料水製造業	2	3	1			6
氷雪製造業	2	2				4
氷雪販売業	1	1				2
合計	2,459	2,021	819	108	33	5,440

表3 許可を要しない食品関係営業施設

平成29年度(単位:件)

業 態 別		年度当初 施設数	届出数	廃止数	年度末 施設数	監視件数
給 食 施 設	学校	61	-	-	61	4
	病院・診療所	33	-	-	33	19
	事業所	40	-	-	40	2
	その他	179	3	2	180	51
乳さく取業		2	-	-	2	-
食品製造業		304	10	1	313	11
野菜果物販売業		316	-	-	316	73
そうざい販売業		328	-	-	328	71
菓子(パンを含む。)販売業		603	-	-	603	73
食品販売業(上記以外。)		416	-	-	416	81
添加物(規格が定められたものを除く。)の製造業		1	-	-	1	3
添加物の販売業		165	-	-	165	40
氷雪採取業		-	-	-	-	-
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		297	-	-	297	20
合 計		2,745	13	3	2,755	448

表4 食鳥処理場

平成29年度(単位:件)

食鳥処理場の種類	食鳥の種類	施設数	監視件数
認定小規模食鳥処理業者 ※	鶏	1	-

※食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項に定める認定を受けた食鳥処理業者のことをいう。

表5 食中毒

平成29年度(単位:人)

発生年月日	原因施設		摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	行政処分
	所在地	種類					
H29. 5. 12	加賀市	飲食店営業	10	4	H29. 5. 9の夕食	カンピロバクター	営業停止3日間
H30. 1. 13	小松市	飲食店営業	39	18	H30. 1. 12及び H30. 1. 13に提供した 食事	ノロウイルス	同 上
H30. 2. 21	加賀市	飲食店営業	20	11	H30. 2. 20及び H30. 2. 23に提供した 食事	ノロウイルス	同 上
合 計	3 件		69	33	-		

表6 食品等の収去試験

平成29年度(単位:件)

種 別 区 分	試 験 区 分						合計	不良 件数
	成分 規格	細菌等	食 品 添加物	残留 農薬	アレルギー 物質	その他		
魚介類	14	10				3	27	-
冷凍食品	5						5	-
魚介類加工品	22		15				37	-
肉卵類及びその加工品			12	2		5	19	-
乳及び乳製品	3						3	-
乳類加工品	4						4	-
アイスクリーム類・氷菓	13						13	1
穀類及びその加工品			2				2	-
野菜類・果実及びその加工品			20	11	5		36	-
菓子類			10				10	-
清涼飲料水	9		5				14	-
酒精飲料							-	-
氷雪							-	-
水							-	-
かん詰・びん詰食品			4				4	-
その他の食品	8	16	2				26	-
添加物及びその製剤							-	-
器具及び容器包装						49	49	-
おもちゃ							-	-
合 計	78	26	70	13	5	57	249	1

表7 不良食品

平成29年度(単位:件)

不良理由 食品種別	腐敗 変敗	カビ 発生	異物 混入 (虫体)	異物 混入 (虫体以外)	法定外 添加物	成分規 格不適	使用基 準違反	表示 不良	その他	合計
菓子類		1		3				2		6
上記以外の食品								1		1
合計	-	1	-	3	-	-	-	3		7

表8 食品苦情受付

平成29年度(単位:件)

苦情内容 食品別	腐敗変敗	カビ発生	異物混入 (虫体)	異物混入 (虫体以外)	表示不良	有症苦情	その他	合計	検査 依頼
菓子			2	2	1			5	
おにぎり、弁当類	1							1	
清涼飲料水									
そうざい	1			1				2	
牛乳、乳飲料			1					1	
魚介類及びその加工品							1	1	
飲食店の食事	1		1	2		14		18	
その他の食品				1	1			2	
容器包装									
その他(施設等)							11	11	
合計	3		4	6	2	14	12	41	

注：有症苦情とは、特定の食品等が原因で、下痢、腹痛、嘔吐等の食中毒様症状が発生したとして、届出された苦情で、食中毒、寄生虫症、感染症と診断されなかったもの。